（農林中央金庫法施行規則の一部改正）

第三条　農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（付随業務） **第五十八条**　（略） 2～4　（略） 5　法第五十四条第四項第十六号の類似する取引であって主務省令で定めるものは、次に掲げる取引とする。 一　（略） 二　当事者が数量を定めた国際協力排出削減量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第八項に規定する国際協力排出削減量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）について当該当事者間で取り決めた国際協力排出削減量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（次に掲げる取引に限る。） イ　（略） ロ　国際協力排出削減量及びその対価の授受を約する売買取引であって、当該売買取引に係る国際協力排出削減量を決済の終了後に保有することとならないもの 三　（略） 6～10　（略） （国際協力排出削減量の取得等） **第五十八条の二**　法第五十四条第七項第五号の主務省令で定めるものは、国際協力排出削減量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務とする。 （特定取引勘定） **第六十五条**　（略） 2　前項の特定取引とは、農林中央金庫が金利、通貨の価格、金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。）における相場その他の指標（第五項において「指標」という。）に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該利益を得ようとすることにより生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引のうち有価証券関連デリバティブ取引に該当するもの以外のもの並びに次に掲げる取引とする。 一～十六　（略） 十七　法第五十四条第七項第五号に掲げる業務に係る国際協力排出削減量の取得又は譲渡 十八　（略） 3～5　（略）	（付随業務） **第五十八条**　（略） 2～4　（略） 5　法第五十四条第四項第十六号の類似する取引であって主務省令で定めるものは、次に掲げる取引とする。 一　（略） 二　当事者が数量を定めた算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第七項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）について当該当事者間で取り決めた算定割当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（次に掲げる取引に限る。） イ　（略） ロ　算定割当量及びその対価の授受を約する売買取引であって、当該売買取引に係る算定割当量を決済の終了後に保有することとならないもの 三　（略） 6～10　（略） （算定割当量の取得等） **第五十八条の二**　法第五十四条第七項第五号の主務省令で定めるものは、算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務とする。 （特定取引勘定） **第六十五条**　（略） 2　前項の特定取引とは、農林中央金庫が金利、通貨の価格、金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。）における相場その他の指標（第五項において「指標」という。）に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該利益を得ようとすることにより生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引のうち有価証券関連デリバティブ取引に該当するもの以外のもの並びに次に掲げる取引とする。 一～十六　（略） 十七　法第五十四条第七項第五号に掲げる業務に係る算定割当量の取得又は譲渡 十八　（略） 3～5　（略）

附　則

この命令は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年一月一日）から施行する。

省令

○農林水産省令第五十四号

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第五十六号）の施行に伴い、並びに農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の六十四第一項二号及び第十一条の六十八第二項第二号の規定に基づき、農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月十五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令

農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う農業協同組合の子会社の範囲等） **第六十一条**　（略） 2・3　（略） 4　法第十一条の六十四第二項第一号に掲げる農業協同組合についての同条第一項第二号の農林水産省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。 一～十八　（略）	（法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う農業協同組合の子会社の範囲等） **第六十一条**　（略） 2・3　（略） 4　法第十一条の六十四第二項第一号に掲げる農業協同組合についての同条第一項第二号の農林水産省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。 一～十八　（略）